

じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン

平成 9 年 2 月 3 日 基発第 70 号

1. 趣旨

じん肺は、じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則等に基づき予防対策が講じられてきた結果、その新規有所見者は年々減少してきているが、いまだに製造業、建設業、鉱業等の幅広い業種で発生している。

じん肺は、粉じんを吸入することにより、肺に線維性的変化が起きる病気で、現在の医学ではこの病変を回復させる有効な治療の方策は一般的にはない状況にある。したがって、じん肺の進行を防止するためには、じん肺の所見を有する労働者の粉じんへのばく露を最小限とすると同時に、その健康管理を適切に行うことが重要であり、このためには、事業者が適切な労働衛生管理討策を講じるとともに、労働者に対してじん肺、じん肺の進行の防止と健康管理等に関する知識を習得させることが重要である。

本ガイドラインは、じん肺有所見者に対して行う健康管理教育（以下「教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等を適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、じん肺有所見者に対する教育の重要性を認識し、事業場の実態を踏まえつつ本ガイドラインに基づきじん肺有所見者に対する教育を実施するよう努める必要がある。

2. 教育の対象者及び教育の実施時期

教育の対象者及び教育の実施時期は次表のとおりとする。

なお、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、現にじん肺管理区分が管理 2、管理 3 イ又は管理 3 ロであって、当該教育を受けていない者についても随時教育を行うものとする。

対 象 者	実施時期
(1) 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断で新規に有所見となった者	新規に有所見となったとき
(2) 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことがある労働者のうち、じん肺健康診断でじん肺管理区分が管理 2 から管理 3 イ又は管理 3 ロになった者及び管理 3 イから管理 3 ロになった者	当該時期

3. 教育の内容、時間、方法及び講師

(1) 内容及び時間

次表の科目の欄に掲げる①から③の科目について、それぞれの範囲の欄に掲げる範囲について、時間の欄に掲げる時間により行うものとする。

なお、既に当該教育を受けたことのある者については、①及び③の科目について省略することができる。

科 目	範 囲	時間
①じん肺について	イ 肺と呼吸の仕組み ロ じん肺の概要 ハ 粉じんの種類とその影響 ニ じん肺の症状	0.5
②じん肺の進行の防止と健康管理	イ 粉じんばく露の低減化措置 ロ 健康的な生活習慣 ハ 合併症の予防	1.5
③じん肺法等関係法令	イ 関係法令 (じん肺法、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則、労働者災害補償保険法等) ロ 関係手続き	1.0

(2) 方法

教育の方法としては、講義方式に加え、視聴覚教育、必要に応じて個別相談を行う等科目の内容に応じて効果の上がる方法で行うこととする。

(3) 講師

教育内容について、知識、経験を豊富に有する者とする。

4. 推進体制の整備等

(1) 教育の実施者

教育の実施者は事業者であるが、事業者が自ら行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等は、あらかじめ教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

なお、事業者が教育を実施する場合は、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会又は安全衛生委員会で教育の対象者、実施時期、内容、講師の選定等の実施計画について調査審議させることが適当である。

また、事業者が安全衛生団体等に委託して教育を行う場合についても、衛生委員会の設置義務のある事業場においては、衛生委員会又は安全衛生委員会で教育の対象者、委託団体、委託時期等について調査審議させることが適当である。

(2) 記録の保存

事業者は、事業者自ら教育を行った場合に加えて、安全衛生団体等に委託して教育を実施した場合についても、教育の受講者、実施時期等の記録を保存するものとする。